

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

(平成28年11月28日法律第86号)

森 榮樹

1. はじめに

第180回国会会期中の平成24年8月10日に「社会保障・税一体改革」関連法律が成立してから4年が経過し、同年12月26日に第三次野田改造内閣から第二次安倍内閣（自由民主党・公明党連立政権）へ交代してからでも3年11か月が経過しようとしていた平成28年11月18日、第192回国会（平成28年9月26日召集）において「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年11月28日法律第85号）および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年11月28日法律第86号）が成立した⁽¹⁾。これにより、消費税および地方消費税（以下、原則として消費両税と記す）の税率引き上げ（8%→10%）が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されることが正式に決定された形となった。

両法律とも、第190回国会閉会日である平成28年6月1日の記者会見において安倍晋三内閣総理大臣⁽²⁾が示した方針を受け、同年8月24日の閣議決定「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」を経て成立したものであるが、それらの施行は、単に消費両税

(1) 解説として、滝陽介他「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案解説」地方税67巻10号（2016年）8頁がある。

(2) 以下、職名、所属政党（会派）については、本稿脱稿時においてその職または政党（会派）に留まっている者も含め、原則として当時のものであることを記しておく。

の税率引き上げの延期（後述するように再延期である）を意味するところに留まるものではない⁽³⁾。平成28年度税制改正により、消費両税の税率引き上げを前提とした上で、地方法人特別税の廃止（法人事業税への復元）、法人事業税交付金の創設、地方法人税の税率改正、自動車取得税の廃止などが行われることとなっていたが、後に述べるようにこれらの施行がやはり平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されることとなった。

本稿は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」に重点を置きつつ、両法律につき、立法過程を中心に概観し、検討を行うことを目的とするものである。なお、法律の名称が長いため、以下、原則として次のように記すことをお断りしておく。

- ・「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成24年8月22日法律第68号）→税制抜本改革消費税法
- ・「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成24年8月22日法律第69号）→税制抜本改革地方税法
- ・「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年11月28日法律第85号）→税制抜本改革消費税法改正法
- ・「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年11月28日法律第86号）→税制抜本改革地方税法改正法

2. 「社会保障・税一体改革」から法律案が提出されるまでの動向

「社会保障・税一体改革」は、第180回国会に提出された関連法律案の提案理由における文言を借りるならば「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築する

(3) 拙稿「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年3月31日法律第13号）～法人課税および軽減税率の導入を中心に～」自治総研454号（2016年）70頁。

ことにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題である」として、「社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成すること」⁽⁴⁾、および「安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図ること」⁽⁵⁾を目的とするものである。この改革は、第180回国会会期中の平成24年8月10日、税制抜本改革消費税法、税制抜本改革地方税法などが参議院において可決・成立したことにより、本格的に開始された⁽⁶⁾。

改革を進めるにあたって最も論議的となったのが財源であり、消費両税の税率を引き上げ、「消費税の収入については、地方交付税法（昭和25年法律第211号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする」とこととされた（消費税法第1条第2項）。引き上げの時期は二段階として設定され、第一段階として平成26年4月1日に消費両税の税率（合計）を5%から8%に引き上げ、第二段階として平成27年10月1日に8%から10%に引き上げることとされていた。

第一段階は予定通り施行されたが、第二段階は、これまで二度も延期され、現段階においては当初より4年遅れて施行されることとなっている。

まず、平成26年11月18日、衆議院解散の3日前に、内閣総理大臣が、8%から10%への引き上げを平成27年10月1日から平成29年4月1日に延期することを表明した。これは平

-
- (4) 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する法律案」（内閣提出法律案第72号）の提案理由による。なお、平成24年6月15日の「三党合意」（民主党、自由民主党および公明党）を経て、衆議院においてこの法律案に対する修正案が提出された上で可決され、その結果として、名称も現行の「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」に変更された。
 - (5) 「社会保障改革推進法」（衆議院議員提出法律案第24号。平成24年8月10日に可決・成立し、同月22日に法律第64号として公布）の提案理由による。
 - (6) 「社会保障・税一体改革」については多くの文献があるが、さしあたり、西沢和彦『税と社会保障の抜本改革』（2011年、日本経済新聞出版社）、鈴木準『社会保障と税の一体改革をよむ』（2012年、日本法令）、小西砂千夫『統治と自治の政治経済学』（2014年、関西学院大学出版会）55頁、277頁、同『社会保障の財政学』（2016年、日本経済評論社）40頁、湯本雅士『日本の財政はどうなっているのか』（2015年、岩波書店）92頁、147頁、森信茂樹編著『税と社会保障でニッポンをどう再生するか』（2017年、日本実業出版社）208頁〔森信茂樹、佐藤主光〕を参照。

成27年度税制改正において実現した⁽⁷⁾。その際、「景気判断条項」とも言われる税制抜本改革消費税法附則第18条第3号⁽⁸⁾は「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年3月31日法律第9号）第18条により、やはり「景気判断条項」である税制抜本改革地方税法附則第19条第3項⁽⁹⁾は「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年3月31日法律第2号。以下、平成27年度地方税法等改正法と記す）第3条により削除され、「社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの信任を高めるために財政健全化を着実に進める姿勢を示す観点から、平成29年4月の引上げについては、『景気判断条項』を付さずに確実に実施することとされた⁽¹⁰⁾。

この方向性は平成28年度税制改正においても基本的に維持される。同年度税制改正大綱（自由民主党、公明党）は「『新・三本の矢』の一矢である『安心につながる社会保障』を実現するため、『社会保障と税の一体改革』を確実に実施することが最重要課題となる。その一環として、社会保障の充実・強化を実現するため、消費税率10%への引き上げを平成29年4月に確実に実施する。その際、税制抜本改革法第7条を踏まえ、低所得者への配慮として、平成29年4月に軽減税率制度を導入する」と述べる⁽¹¹⁾。その上で、前述のように、消費両税の税率引き上げを前提として地方法人特別税の廃止（および法人事業税へ

-
- (7) 平成27年度税制改正における消費両税の税率引き上げの延期については、拙稿「2015（平成27）年度税制改正の概要と論点～地方税制の重要問題を中心に～」自治総研440号（2015年）97頁、同「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年3月31日法律第2号）」自治総研446号（2015年）56頁、同「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年3月31日法律第2号）」地方自治総合研究所監修・下山憲治編『地方自治関連立法動向第3集』（2016年）89頁も参照。
- (8) 「この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第2条及び第3条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。」
- (9) 「この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第1条及び第2条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。」
- (10) 「平成27年度税制改正大綱」（平成26年12月30日、自由民主党、公明党）1頁。太字は引用者による強調。
- (11) 「平成28年度税制改正大綱」（平成27年12月16日、自由民主党、公明党）2頁。太字は引用者による強調。なお、引用文中にある「税制抜本改革法」とは税制抜本改革消費税法のことである。

の復元）、法人事業税交付金の創設、地方法人税の税率改正、自動車取得税の廃止などが行われることとされた。

また、同年度税制改正の議論の場となった第190回国会において安倍内閣総理大臣は、度々、平成29年4月1日からの税率引き上げの実施を公言していた。平成28年1月22日の内閣総理大臣施政方針演説においては「経済再生なくして財政再建なし。2020年度の財政健全化目標を堅持します。行政改革も不断に進めてまいります。来年4月の消費税率引き上げでは、酒類と外食を除く全ての食品について、10%に引き上げることなく8%に軽減し、日々の生活で幅広い消費者の皆さんに負担軽減を実感していただけるよう準備を進めます」と明言されており、税率引き上げの実施に何の留保も付されていない⁽¹²⁾。

しかし、再延期をすることなく予定通りに税率引き上げが行われるか否かについては、第190回国会会期中より、かなり疑わしい状況にあったと言いうる。詳細を知りえないが、税率引き上げの再延期を求める意見が内閣内部にあったものと考えられる⁽¹³⁾。

平成28年1月26日の衆議院本会議において、安倍内閣総理大臣は岡田克也氏（民主党）の質疑に対する答弁の中で「来年4月の消費税率10%への引き上げは、リーマン・ショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り、確実に実施します」と述べている⁽¹⁴⁾。他方、2月24日の衆議院財務金融委員会において、木内孝胤氏（民主・維新・無所属クラブ）は、2月22日に本田悦郎内閣官房参与が「消費税の再増税は絶対にするべきではない、2014年4月の消費税は間違っていたとコメントしている」と指摘し、「今回の日本経済の足元の状況と世界経済の不確実性が増しているこの二点をもってして、安倍総理は、来年4月の消費税の増税、これを凍結するお考えはありませんか」、「私は、やはり、経済をしっかりと見て、上げるか上げないかという判断をするには、先般のリーマン・ショック級の事象がなければ消費税を予定どおり上げるという答弁というのは撤回するべきだと思います」と質した。これに対し、安倍内閣総理大臣は、「法律で決まっていた消費税の引

(12) 「第190回国会衆議院会議録第6号（平成28年1月22日）」4頁。

(13) 大石敬「消費税率引上げ時期の変更に伴う対応について」税経通信71巻11号（2016年）126頁がこのような見方を示している。森信茂樹「消費増税先延ばしはアベノミクスの失敗」税務弘報64巻5号（2016年）6頁、朝日新聞2017年2月28日付朝刊4面14版「1強 第1部 平成の楼閣② 経産省で固めた側近」も参照。なお、平成28年第6回経済財政諮問会議（4月18日）において、高橋進氏（株式会社日本総合研究所理事長）が「現下の経済情勢を考えてみると、中国など、海外環境が激変しており、その影響が消費増税の後遺症を長引かせる結果にもなってきている」と発言している〔同会議議事要旨（<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/0418/gijiyoushi.pdf>）による〕ことにも、注目しておきたい。

(14) 「第190回国会衆議院会議録第7号（平成28年1月26日）」7頁。

き上げを延期するという判断、これはまさに大きな判断でもありましたし、そしてそれは、世界に対するどういうメッセージとして伝わっていくかということも考慮に入れなければならぬ。日本の経済に対する日本の国の信認を維持するという観点からも、（中略）私どもの決意として、いわば景気判断条項は削除していく、我々は強い決意を持って、この1年半後には引き上げをしていくということを発信させていただいた」、「その際申し上げたことは、しっかりと経済の好循環を回し、賃金の引き上げも行っていく、来年の春も、その次の春も、そしてその先の次の春においても賃上げを行っていくという経済状況をつくっていく、こう申し上げたわけでございまして、この考え方は今も変わりはな」く、「現時点では、我々は予定どおり消費税を引き上げていく考えでございますので、それに代替する財源をどうするかということについては我々は全く考慮していない」、平成29年「4月の消費税の引き上げにつきましては、国の信認の維持、あるいは社会保障制度を次の世代に引き渡していくという責任を果たすためにも、そういう状況をしっかりとつくっていきたい」と答弁している⁽¹⁵⁾。

他方、平成28年5月の伊勢志摩サミットを前にして、3月1日、内閣官房に国民金融経済分析会合が設置され、同月16日から5月17日まで、7回にわたって開催された⁽¹⁶⁾。

国内外から招かれた有識者の中で、消費両税の税率引き上げを予定通り行うべきであると主張したのは、第5回（4月13日）に出席した経済協力開発機構事務局長のグリア（José Ángel Gurría Treviño）氏であり、同氏は他国と比較した上で少なくとも15%まで引き上げるべきであると主張した⁽¹⁷⁾。一方、第1回（3月16日）に出席したコロンビア大学教授のスティグリツ（Joseph Eugene Stiglitz）氏は「消費税は総需要を増加させないの

(15) 「第190回国会衆議院財務金融委員会議録第6号（平成28年2月24日）」6頁、7頁。

(16) メンバーは、安倍晋三氏（内閣総理大臣）、麻生太郎氏〔副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣（金融）〕、菅義偉氏（内閣官房長官）、石原伸晃氏〔内閣府特命担当大臣（経済財政政策）兼経済再生担当大臣〕、加藤勝信氏（一億総活躍担当大臣）、岸田文雄氏（外務大臣）、林幹雄氏（経済産業大臣）および黒田東彦氏（日本銀行総裁）であり、石原氏が座長を務めた。但し、平成28年4月7日に開かれた第4回の議事要旨（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokusaikinyu/dai4/gijisidai.pdf>）のみ、座長および出席者の氏名が明記されていない。

(17) 「第5回国際金融経済分析会合議事要旨」（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokusaikinyu/dai5/gijisidai.pdf>）による。第2回国際金融経済分析会合に出席したハーバード大学教授のジョルゲンソン（Dale Weldeau Jorgenson）氏も、安倍内閣総理大臣との質疑応答において「考え方としては税負担を投資から消費へシフトする改革が必要である」と述べる〔「第2回国際金融経済分析会合議事要旨」（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokusaikinyu/dai2/gijisidai.pdf>）〕。

で、今のタイミングで引き上げるのは適切でない」と主張しており⁽¹⁸⁾、第7回（5月19日）に出席したカリフォルニア大学バークレー校教授のローマー（Christina Duckworth Romer）氏は「2本柱の戦略」として「短期的な財政刺激に加えて、長期的にはときとして財政健全化を後ろ倒す」ことが「賢い財政出動」であると述べる⁽¹⁹⁾。

5月14日、日本経済新聞は、「国内外の経済に先行き不透明感が広がるなか、4月の熊本地震による景気への影響も出ている」ことから「増税すれば政権の最重要課題であるデフレ脱却がさらに遠のくと判断し」、安倍内閣総理大臣が消費両税の税率引き上げ（8%→10%）を再延期する方針を固めたと報じた⁽²⁰⁾。同月26日、27日の第42回先進国首脳会議（G7伊勢志摩サミット）を経て、5月30日、内閣総理大臣は自民党役員会および公明党の山口那津男氏に対し、「消費税を3%引き上げた後、個人消費が低迷している状況」、「新興国経済に陰りが見られる中で、伊勢志摩サミットにおいて、G7こそが世界経済を牽引していかなければならないという議論を主導した責任において、消費税引き上げを2年半延期したいという話をし」ており、このことが5月31日の定例閣議終了後の閣僚懇談

-
- (18) 「第1回国際金融経済分析会合議事要旨」 (<http://www.kantei.go.jp/singi/kokusaikinyu/dai1/gijisidai.pdf>) による。第3回（3月22日）におけるニューヨーク市立大学教授のクルーグマン（Paul Robin Krugman）氏の発言も参照〔「第3回国際金融経済分析会合議事要旨」 (<http://www.kantei.go.jp/singi/kokusaikinyu/dai3/gijisidai.pdf>)〕。
- (19) 「第7回国際金融経済分析会合議事要旨」 (<http://www.kantei.go.jp/singi/kokusaikinyu/dai7/gijiyousi.pdf>) による。以上のような国際金融経済分析会合に対し、森信編著・前掲注(6)39頁〔森信〕は「外国の経済学者にアドバイスを求めるに異論はない」が「彼らは自国の税制をまとめるというアドバイスができていないわけで、そんな人たちにどうして日本の税制に適切なアドバイスができるのだろうか」と批判し、「憲法改正のための多数議席の確保、そのための同時選挙、そのための大義名分としての消費増税先送り、そして経済財政諮問会議の学者を無視し、国民を信用させるための米国・ノーベル賞経済学者のお墨付き（外圧）――。これが本当のところだろう」と述べる。原真人『日本「一発屋」論 バブル・成長信仰・アベノミクス』（2016年、朝日新書）74頁も、第3回国際金融経済分析会合におけるクルーグマン氏が「消費増税延期論を唱え」、「『金融政策が限界に近づいている』と指摘し、こんどは財政政策の重要性を強調した」ことにつき、「ノーベル経済学賞を受けた学者が、常に正しい経済政策を提言するとは限りません。それにクルーグマン氏がノーベル賞を受賞したテーマは国際貿易理論であり、金融や財政のマクロ政策ではないのです」と指摘する。
- (20) 日本経済新聞平成28年5月14日付朝刊1面14版「首相、消費増税先送り 地震対応・景気に配慮 サミット後に表明へ」 (http://www.nikkei.com/article/DGKKASFS13H56_T10C16A5MM8000/)。

会において内閣総理大臣自身により報告されている⁽²¹⁾。

そして、6月1日、内閣総理大臣は、第190回国会閉会後の記者会見において、正式に消費両税の税率引き上げの延期を表明した⁽²²⁾。

記者会見において、内閣総理大臣は「足元では新興国や途上国の経済が落ち込んでおり、世界経済が大きなリスクに直面している。こうした認識を先般、伊勢志摩サミットに集まった世界のリーダーたちと共有し」たこと、「先般の熊本地震では、熊本や大分の観光業や農業、製造業など、九州の広い範囲にわたって経済や暮らしが打撃を受けていること、「これらが、日本経済にとって新たな下振れリスクとなっている。最悪の場合、再び、デフレの長いトンネルへと逆戻りするリスクがある」として、「アベノミクスをもっと加速するのか、それとも後戻りするのか。これが来る参議院選挙の最大の争点である」と述べる。その上で、「有効求人倍率は24年ぶりの高い水準となってい」ること、2015年に正規雇用が「8年ぶりに増加に転じ、26万人増え」したことなど、アベノミクスの成果を強調しつつも、「世界経済は、この1年余りの間に想像を超えるスピードで変化し、不透明感を増して」おり、「中国など新興国経済に『陰り』が見える」など「世界的な需要の低迷、成長の減速が懸念されること、国際金融経済分析会合の場において「専門家の多くが、世界的な需要の低迷によって、今年、そして来年と、更なる景気悪化を見込んでい」ることなどを繰々述べ、「今般のG7による合意、共通のリスク認識の下に、日本として構造改革の加速や財政出動など、あらゆる政策を総動員して」いく中で「内需を腰折れさせかねない消費税率の引上げは延期すべきである」と表明した。そして、「2020年度の財政健

(21) 「閣議及び閣僚懇談会議事録（平成28年5月31日）」（http://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2016/_icsFiles/afieldfile/2016/06/20/280531gijiroku.pdf）7頁による。同日の定例閣議における議題とされていなかったことに注意を要する。また、公表されている議事録を筆者が確認した限りにおいて、平成28年1月より5月までに開かれた閣議および閣僚懇談会において、5月31日の閣僚懇談会を除き、消費両税の税率引き上げの再延期は議題などとして扱われていない。

なお、平成26年11月18日になされた延期表明については、少なくとも公表されている限りにおいて、閣議または閣僚懇談会の場における発言や決定を確認することはできない。

(22) 「平成28年6月1日 安倍内閣総理大臣記者会見」（http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2016/0601kaiken.html）、朝日新聞平成28年5月28日付朝刊1面14版「消費増税延期を示唆 サミット閉幕 首相、参院選前に表明」、同平成28年6月2日付朝刊1面14版「首相、消費増税19年10月 表明 再延期『参院選で信を問う』」、日本経済新聞平成28年6月2日付朝刊1面13版「消費増税延期を表明 首相『世界経済リスク備え』 19年10月に10%」、週刊税務通信3411号（平成28年6月6日）2頁「安倍首相会見 消費税率引上げは平成31年10月まで再延期 税率10%引上げ時に軽減税率制度を導入する方針 今秋の臨時国会で引上げ時期を明記した関連法案を提出へ」を参照。

全化目標はしっかりと堅持」することから「ぎりぎりのタイミングである2019年10月には消費税率を10%へ引き上げ」、30箇月の延期に「アベノミクスをもう一段加速する。そのことで更なる税収アップを確保し、2020年度のプライマリーバランスの黒字化を目指す」とした。

前述のように、平成27年度税制改正において税制抜本改革消費税法附則第18条第3号および税制抜本改革地方税法附則第19条第3項は削除されたため、平成26年11月18日の延期表明とは異なり、再延期表明に法的根拠はない。「世界経済は今、大きなリスクに直面しているが「現時点でリーマンショック級の事態は発生していない」などとも述べ、明確な根拠が十分に示されているとも言えない。まさに「これまでのお約束とは異なる『新しい判断』である」。

他方、国会閉会の直後に税率引き上げの再延期が表明されたことについて、疑問が寄せられてもおかしくないであろう。また、翌月に参議院議員選挙が行われることから、平成26年11月18日の延期表明と同様に、選挙目当てであると批判されてもやむをえないところである。記者会見において内閣総理大臣は「野党は政策の違いを棚上げして、政策の違いを棚上げしてまで、選挙目当てで候補の一本化を進めてい」と述べたが、「国民生活に大きな影響を与える税制において、これまでお約束してきたことと異なる判断を行うのであれば、正に税こそ民主主義であります、であるからこそ、まず国民の皆様の審判を仰いでから実行すべきであります」、「国政選挙であるこの参議院選挙を通して、『国民の信を問いたい』と思います」と語ってはいるものの、「目指すのは、連立与党で改選議席の過半数の獲得であります」と宣言しており、根は同じことである⁽²³⁾。「税こそ民主主義」であり、「国民の信を問いたい」というのであれば、少なくとも衆議院を解散した上で衆議院議員総選挙を実施するほうが、筋が通るであろう。

再延期の表明に対しては、竹中平蔵氏のように支持する見解もあるが⁽²⁴⁾、批判も少な

(23) 熊王征秀「財政再建はどうなった？」税理59巻8号（2016年）102頁は、「とある新聞記者の会話」として、内閣総理大臣が「もともと再増税なんかするつもりはなかった」、「平成31年の夏はまた参議院選があるよね。またまた延期になったりして……」と記し、さらに「プライマリーバランスの黒字化を目標に増税を決断したはずなのですが、いつの間にやら論点がすり替わり、今や目先の景気と選挙のためだけに議論がなされているのが現状です」と辛辣な評価を下している。原真人氏も、「波聞風問 消費増税延期 2度あることは3度ある？」（朝日新聞2017年4月25日付朝刊7面13版掲載）において「長期政権化する安倍首相がそもそも消費増税に消極的なことがある」、「同じ政権が2回も不人気な消費増税をさせられることに不満らしい」と述べる。

(24) 「消費増税の延期は明らかに適切な判断 現在の誤った財政再建シナリオは見直されるべき」金融財政事情57巻23号（2016年）23頁（竹中氏へのインタビュー記事）。

くない。財務省財政制度審議会会長の吉川洋氏が「月例報告の表現と首相のサミットでの記者会見の発言が大きく違うことに驚いている。政府の公式の景気認識がわずか数日で変わるほどの出来事はあったのか。これほどの変更があるなら、経済財政諮問会議を開いて議論すべきだろう。増税延期を決めた決定過程も不透明だ」などと強く批判したことが代表的な例であるが⁽²⁵⁾、本稿では若干の例を紹介するに留める。

まずは手続的側面である。森信茂樹氏は、毎年度行われる税制改正を念頭に置きつつ、「自由民主党の税制調査会が最終的な決定権を持」ち、「そこで決まる税制改正大綱がそのまま法律にな」り、「党税調は、毎年の予算編成に当たっての税制改正を取捨選択する『査定側』である」という「党税調主導型」が「第2次安倍政権成立後の税制改正を見る限り終わ」り、「官邸主導の税制改正が今後長く続いている」として「国民に甘い税制は取り入れるが、苦い選択はなるべく先送りするという意向が見て取れる。消費増税の2度にわたる先送り、配偶者控除の抜本的改革の見送りはその例だ」と指摘する⁽²⁶⁾。

原真人氏は、より明確に、消費両税の「増税延期の決定は首相の独断専行で進められた」と述べ、その上で「見直すなら、自民党税制調査会や与党内の調整の場でていねいにその是非を議論することが必要で」あり、「財務省や、民間有識者が入った政府税制調査会などでも議論を重ね、本当に延期が必要なのか、財政は大丈夫なのか、といった論点を十分に点検することが求められたはずで」あるが「国会での議論まで封殺するように」行われたと批判する⁽²⁷⁾。付け加えるならば、消費両税の税率引き上げおよびその先送りは、地方財政にも重大な影響を及ぼすことから、地方財政審議会などにおける議論も必要とされたはずであり、また「国と地方の協議の場」が活用されるべきであった。平成28年5月23

(25) 日本経済新聞「消費増税再延期 どう見る」(2016年6月2日付。<http://www.nikkei.com/article/DGKKZO03095590R00C16A6NNS000/>)による。経済財政諮問会議の議事録、さらに地方財政審議会や政府税制調査会の議事録も参照したが、平成28年6月1日まで、消費両税の税率引き上げの再延期については全く議論されてこなかったようである（但し、注(13)を参照）。一方、同日の午前中に地方財政審議会の会合が開かれているが、「消費増税引き上げの時期が地方財政にもたらす影響」、「政府の経済政策の評価を巡る議論」などについて意見交換がなされたという議事要旨しか公表されていない（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/02zaisei02_03000850.html）。

なお、吉川氏の見解については、同月17日に日本記者クラブで開かれた会見「消費増税再延期と日本の財政」も参考になる（<https://www.jnpc.or.jp/archive/conferences/33468/report>）。この他、倉重篤郎『日本の死に至る病 アベノミクスの罪と罰』（2016年、河出書房新社）も参照（野田佳彦氏、森信茂樹氏などによる批判がまとめられている）。

(26) 森信編著・前掲注(6)41頁〔森信〕。

(27) 原・前掲注(19)50頁。

日には同年度第1回「国と地方の協議の場」が開催されたが、この場において国側から同月18日付の「経済財政運営と改革の基本方針2016（仮称）（素案）」が示されたものの、消費両税の税率引き上げの再延期については全く言及されていないのである⁽²⁸⁾。

次に、経済、財政の側面からの批判の例を紹介しておく。

全国知事会の地方税財政常任委員会は、平成28年6月23日に開催された第1回会合において「消費税・地方消費税率の引上げによる增收分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施等の社会保障の充実や安定化などに充てることとされており、税率引上げの再延期により、これらの施策は税率引上げまでその財源を失うことになる」と指摘し、「消費税・地方消費税率の引上げを再延期しても、保育の受け皿50万人分の確保など、可能な限りの社会保障の充実を実施するとされているが、その費用については、国の責任において安定財源を確保すべきである」という文言を含んだ提言を決議している⁽²⁹⁾。

三木繁光氏は「わが国の財政は大幅な赤字であり、社会保障をはじめとした財政活動の多くを将来世代へのツケで実施しているといつても過言ではない。今後も高齢化の急速な進行にともなって社会保障費が増加することは確実であり、その財政負担を社会全体で広く分かち合う安定的な財源を早急に確保する必要がある」ために「消費税率の10%への引き上げが再度延期されたことは、極めて残念なことであり、平成31年10月には確実に実施する必要がある」と述べる⁽³⁰⁾。

土居丈朗氏も「消費税率引上げを再び先送りすることで、社会保障の受益と負担の世代間格差是正の機会を逸してしまった。老若問わず負担する消費税で社会保障給付を賄うはずだったが、増税が先送りされる分は将来に負担がツケ回されることとなり、今の若年世

(28) 「経済財政運営と改革の基本方針2016（仮称）（素案）」は、平成28年5月18日に開催された第9回経済財政諮問会議に提出された資料である (http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/02_160523shiryou1.pdf)。なお、消費両税の税率引き上げは「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」（平成28年6月2日閣議決定）6頁において言及されている。

(29) 全国知事会（地方税財政常任委員会）「地方税財源の確保・充実等に関する提言（案）」(<http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/04%20160623%20teigen.pdf>)。全国市長会および全国町村会も、両会長名義による「社会保障の充実と持続可能性の確保について」（平成28年6月2日）において「我が国が人口減少社会に直面している中で、改革を着実に実施するとともに、我々市町村が社会保障の充実確保に適切に対応できるよう、必要な財源を確実に確保することを強く求める」と述べている (http://www.mayors.or.jp/p_opinion/documents/280602shakaihoshocomment.pdf)。

(30) 三木繁光「平成29年度税制改正に関する租研意見」租税研究804号（2016年）17頁。

代や将来世代が負う羽目となった」と批判する⁽³¹⁾。現行の消費両税が社会保障制度の維持と親和的であるか否かについては議論の余地があり、負担の公平という観点からも異論があろう。しかし、「消費税率の10%への引上げが、2度延期されたことで、将来の税制について信頼できるコミットメントが見いだせない状況となつた。与野党間で超党派の合意をしたものも覆され、閣議決定したものの覆され、法律で規定したものも覆されたのでは、何でコミットすれば朝令暮改なく実行されるかがわからなくなってしまった」という土居氏の意見⁽³²⁾には、共感を覚える向きも少なくないであろう。

平成28年7月10日の参議院議員選挙を経て、同月29日、自由民主党税制調査会は「消費税引上げ時期の変更に伴う税制上の措置（案）」を了承した（同日に公明党税制調査会も了承）。これは8月2日の与党税制協議会および与党政策責任者会議においても了承の上、正式に「消費税引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」として決定され⁽³³⁾、同月24日には閣議決定も行われている⁽³⁴⁾。9月26日には税制抜本改革消費税法改正法および税制抜本改革地方税法改正法が閣議決定され、同日召集の第192回国会に提出された⁽³⁵⁾。その後の経過の概略は、次の通りである。

- 税制抜本改革地方税法改正法

衆議院議案受理年月日	平成28年9月26日
衆議院付託年月日	平成28年10月18日（総務委員会）
衆議院審査終了年月日	平成28年11月1日（可決）
衆議院審議終了年月日	平成28年11月8日（可決）
参議院予備審査議案受理年月日	平成28年9月26日
参議院議案受理年月日	平成28年11月8日
参議院付託年月日	平成28年11月9日（総務委員会）
参議院審査終了年月日	平成28年11月17日（可決）
参議院審議終了年月日	平成28年11月18日（可決）

(31) 土居丈朗「3度目の正直にすべき消費増税」税経通信71巻10号（2016年）2頁。

(32) 土居・前掲注(31)3頁。

(33) 解説として、大石・前掲注(13)125頁、滝陽介「『消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置』について」地方税67巻9号（2016年）9頁、「消費税率引上げの延期に伴う税制上の措置と来年度税制改正への影響」税務弘報64巻10号（2016年）116頁がある。上西左大信「消費税増税の延期」税務弘報64巻9号（2016年）2頁も参照。

(34) 筆者は税理59巻12号（2016年）別冊付録5頁に掲載されたものを参照した。

(35) 滝他・前掲注(1)9頁。

公布年月日	平成28年11月28日
● 税制抜本改革消費税法改正法	
衆議院議案受理年月日	平成28年9月26日
衆議院付託年月日	平成28年10月18日（財務金融委員会）
衆議院審査終了年月日	平成28年11月1日（可決）
衆議院審議終了年月日	平成28年11月8日（可決）
参議院予備審査議案受理年月日	平成28年9月26日
参議院議案受理年月日	平成28年11月8日
参議院付託年月日	平成28年11月9日（財政金融委員会）
参議院審査終了年月日	平成28年11月17日（可決）
参議院審議終了年月日	平成28年11月18日（可決）
公布年月日	平成28年11月28日

3. 法律（案）の概要

〔1〕消費両税の税率引き上げ時期の再延期

前述のように、税制抜本改革消費税法改正法および税制抜本改革地方税法改正法の中核は消費両税の税率引き上げ時期の変更である。

このことは、両法律（案）の提案理由にも示されている。すなわち、税制抜本改革消費税法改正法については「世界経済の不透明感が増す中で、新たな危機に陥ることを回避するためにあらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、消費税率引上げの実施時期を平成31年10月1日とするとともに、消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式等の導入時期の変更、地方法人税率引上げの実施時期の変更並びに住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度及び住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用期限の延長等の措置を講ずる必要がある」と説明されている。

また、税制抜本改革地方税法改正法については、「世界経済の不透明感が増す中で、新たな危機に陥ることを回避するためにあらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、地方消費税率引上げの実施時期を平成31年10月1日とするとともに、法人住民税の法人税割の税率の引下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定

措置法（平成20年法律第25号）の廃止時期の変更、自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等の措置を講ずる必要がある」と説明されている。

税制抜本改革消費税法改正法第1条は、税制抜本改革消費税法の附則第1条第2項、同第15条、同第16条および同第16条の2の文言を修正するものである。いずれも、同法第3条（本則）に示されている国税たる消費税の税率引き上げ（6.3%→7.8%）の実施期日を平成27年4月1日から平成29年10月1日に変更することに伴うものであり、基本的に年月日の変更に留まっている。

一方、税制抜本改革地方税法改正法第1条は、税制抜本改革地方税法の一部改正であるが、やや複雑な構造となっている。

まず、税制抜本改革地方税法第4条を改正し、地方交付税法第6条第1項に定められる「消費税の収入額」を一旦19.5%から20.8%に改める。これは、地方消費税の税率の引き上げ時期が延期されたことに伴うものであり、平成31年度はこの数値とされる。なお、平成30年度までは現行の22.3%である⁽³⁶⁾。

続いて、平成27年度税制改正において削除された税制抜本改革地方税法第5条を復活させ、地方交付税法第6条第1項に定められる「消費税の収入額」を20.8%から19.5%に改める。これは平成32年度以降に適用される⁽³⁷⁾。

さらに、税制抜本改革地方税法の附則第1条以下を改正し、実施期日などの年月日を変更する。基本的な内容はこれに留まるのであるが、同附則第13条の改正には注意を要する。これは、国から都道府県への地方消費税の払い込み時期に関わる経過措置を定めるものであり、平成27年度地方税法等改正法第3条による改正を受け、次のように定めていた。

「一部施行日から平成30年3月31日までの間における29年新地方税法附則第9条の15の規定により読み替えて適用される29年新地方税法第72条の114から第72条の116まで（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、29年新地方税法附則第9条の15の規定により読み替えて適用される29年新地方税法第72条の114第1項及び第72条の115第1項中『22分の10』とあるの

(36) 拙稿「2015（平成27）年度税制改正の概要と論点～地方税制の重要問題を中心に～」自治総研440号102頁も参照。

(37) 税制抜本改革地方税法改正法第1条により改正される税制抜本改革地方税法附則第16条も参照。

は『19分の10』と、29年新地方税法附則第9条の15の規定により読み替えて適用される29年新地方税法第72条の114第2項及び第72条の115第2項中『22分の12』とあるのは『19分の9』とする。」

地方税法第72条の114は地方消費税の精算に関する規定であり、同第72条の115は地方消費税の市町村への交付に関する規定であるが、税制抜本改革地方税法改正法附則第1条は、税制抜本改革地方税法附則第13条を次のように改正する旨を定める。

第1項：「一部施行日から平成32年3月31日までの間における31年新地方税法附則第9条の15の規定により読み替えて適用される29年新地方税法第72条の114から第72条の116まで（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、31年新地方税法附則第9条の15の規定により読み替えて適用される31年新地方税法第72条の114第1項及び第72条の115第1項中『22分の10』とあるのは『17分の10』と、29年新地方税法附則第9条の15の規定により読み替えて適用される29年新地方税法第72条の114第2項及び第72条の115第2項中『22分の12』とあるのは『17分の7』とする。」

第2項（追加）：「平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間における31年新地方税法附則第9条の15の規定により読み替えて適用される31年新地方税法第72条の114から第72条の116までの規定の適用については、31年新地方税法附則第9条の15の規定により読み替えて適用される31年新地方税法第72条の114第1項及び第72条の115第1項中『22分の10』とあるのは『21分の10』と、31年新地方税法附則第9条の15の規定により読み替えて適用される31年新地方税法第72条の114第2項及び第72条の115第2項中『22分の12』とあるのは『21分の11』とする。」

（以上については、図表の形で示すほうが理解しやすいと思われる所以、＜表1－1＞に改正前の、＜表1－2＞に改正後の概要をまとめた。参考されたい。）

この他、国税たる消費税について、税制抜本改革消費税法改正法第2条が「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年3月31日法律第15号）の一部を改正する旨の規定を置くことにより、軽減税率制度の導入時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日とする。適格請求書等保存方式の導入を平成35年10月1日とし、それまでの経過措置についても期間を変更する、などの改正が行われる。また、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」の適用期限を平成30年9月30日から平成33年3月31日に延期する旨も定められている。

なお、平成28年地方税法等改正法においても、地方税法附則第9条の4以下については改正が行われていない。少なくとも、延期を除けば国税たる消費税について軽減税率の採用は維持された訳であり、地方税法第72条の87以下の施行の機会は平成28年度税制改正の時点よりもさらに遠のいたこととなる。本則の改正が強く望まれるところである。

〔2〕住宅借入金等について所得税の特別税額控除が適用される場合の道府県民税所得割の控除額適用期限の延長

租税特別措置法第41条は、納税義務者が住宅借入金等を有する場合に、一定の要件の下に当該年分の所得税の額からの住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける旨を定める。また、同第41条の2の2は、給与所得者が住宅借入金等を有する場合に年末調整において一定の要件の下に税額控除の適用を受ける旨を定める。これを受け、地方税法附則第5条の4は、平成22年度から平成41年度までの個人の道府県民税所得割について、住宅借入金等特別税額控除を定める。この規定が平成28年度地方税法等改正法第2条により改正され、適用期限が平成43年度まで延長された。なお、居住年の要件についても平成31年から平成33年に延長された。

また、地方税法附則第45条は、東日本大震災に係る住宅借入金特別税額控除の適用期間等について特例を定めている。これも、平成28年度地方税法等改正法第2条により、適用期間等が平成31年から平成33年までに延期された。

〔3〕車体課税

税制抜本改革地方税法改正法第3条は、平成28年度税制改正の産物の一つである「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年3月31日法律第13号。以下、平成28年度地方税法改正法と記す）⁽³⁸⁾を改正する規定であり、この改正を経由する形でさらに地方税法（本則および附則）、地方財政法など法律の諸規定を改正するという構造を採る。税制抜本改革地方税法改正法のうちで最も長い規定であり、改正内容も多岐にわたるが、以下においては主要項目毎に概観する。

平成28年度税制改正においては、平成29年4月1日に消費両税の税率引き上げ

(38) 拙稿「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年3月31日法律第13号）～法人課税および軽減税率の導入を中心に～」自治総研454号（2016年）68頁も参照。

(8%→10%) を実施すると同時に自動車取得税（地方税法第113条以下）を廃止し、かつ、自動車税（同第145条以下）および軽自動車税（同第442条以下）に環境性能割を導入するものとされており、電気自動車、天然ガス自動車、充電機能付電力併用自動車など一定の種類の自動車については環境性能割を非課税とする規定（新第149条、新第446条）を置くことを予定していた（平成28年度地方税法改正法第2条）。しかし、税制抜本改革地方税法改正法第3条により、自動車取得税の廃止時期は平成31年10月1日に延期された。また、自動車税および軽自動車税への環境性能割の導入も同日に延期された。

[4] 地方法人課税の偏在是正

平成28年度税制改正の最大の眼目は「法人税改革」（法人実効税率の引き下げなど）および国税たる消費税への軽減税率の導入であるが、地方法人課税の偏在是正も重要なものであった。その内容の概略は、次の通りである。

- ① 法人住民税法人税割の税率（地方税法第51条、同第314条の4）を、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から引き下げる。
道府県民税法人税割の標準税率：3.2%→1.0%
道府県民税法人税割の制限税率：4.2%→2.0%
市町村民税法人税割の標準税率：9.7%→6.0%
市町村民税法人税割の制限税率：12.1%→8.4%
- ② 地方法人税の税率（地方法人税法第10条等）を、平成29年4月1日以後に開始する事業年度より引き上げる。具体的には、4.4%→10.3%となる⁽³⁹⁾。
- ③ 地方法人特別税を、平成29年1月1日に廃止する（平成28年地方税法改正法第9条、同附則第1条第3号）⁽⁴⁰⁾。これにより、法人事業税が復元される。また、地方法人特別譲与税（同第32条）も、平成30年8月譲与分をもって廃止する。
- ④ 地方法人特別税の廃止に伴い、法人事業税交付金制度を新設する（平成28年地方税法改正法第2条により、地方税法に新たな第72条の76を追加、同第734条に新第

(39) これは、法人住民税法人税割の税率引き下げが前提とされる。すなわち、道府県民税法人税割および市町村民税法人税割の標準税率を合わせて5.9%が引き下げられることで、この5.9%の分をそのまま地方法人税に移すものである。

(40) 実際には、平成29年4月1日以後に開始する事業年度より廃止されることとなる。「地方法人特別税等に関する暫定措置法」第2条も参照。

4項を追加）。法人事業税交付金は、納付された法人事業税の額の5.4%に相当する額を、従業者数を基準として都道府県から市町村に交付するものである⁽⁴¹⁾。

上記①～④は、既に明らかであるように消費両税の税率引き上げに伴い実施されることとなっていた。②については税制抜本改革消費税法改正法第2条により、その他については税制抜本改革地方税法改正法第3条により、いずれについても施行期日が平成31年10月1日以後に開始される事業年度に延期されることとなった⁽⁴²⁾。地方法人特別譲与税については平成33年2月譲与分をもって廃止されることとなる。また、法人事業税交付金については、平成31年度の分については同年度に交付せず、平成32年度に併せて交付するものとされる⁽⁴³⁾。

4. 国会における法律案の審議状況

消費両税そのもの、および消費両税の税率引き上げ（8%→10%）に対する各党・会派の従来からの態度、加えて平成28年7月10日の参議院議員選挙に向けての各党の公約から、国会内において税率引き上げの再延期自体に反対する意見を示す党・会派は少ないものと予想されていた⁽⁴⁴⁾。第190回国会会期中の5月18日には国家基本政策委員会両院合同審査会（党首討論）が開かれ、民進党代表であった岡田克也氏が安倍内閣総理大臣に対し、消

(41) 5.4%という率は、「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令」（平成28年3月31日政令第133号）第1条により、地方税法施行令に第35条の4の4を追加することで定められた（施行期日は、前記政令第133号附則第1条第3号により、平成29年4月1日とされていた）。なお、前記政令第133号は、「地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令」（平成28年11月28日政令第360号）第2条により改正され、施行期日も平成31年10月1日に変更された（地方税法施行令第35条の4の4は第35条の4の5に改められている）。

(42) 法人住民税法人税割の税率引き下げの延期に伴い、地方創生促進税制（「企業版ふるさと納税」）における法人住民税法人税割の控除額（地方税法附則第8条の2の2）の変更の施行期日も、当初予定されていた平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期された。滝他・前掲注(1)20頁。

(43) 法人事業税交付金の交付基準に関しては、平成32年度中に交付される分については法人税割額とされ、平成33年度中については3分の2が法人税割額、3分の1が従業者数とされる。また、平成34年度中については3分の2が従業者数、3分の1が法人税割額とされ、平成35年度から従業者数に一本化される。滝他・前掲注(1)18頁。

(44) 上西・前掲注(33)2頁。

費両税の税率引き上げを平成31年4月1日に再延期するよう求めたという事実もある⁽⁴⁵⁾。国会の場においては、むしろ、アベノミクスという言葉で象徴される、第二次安倍内閣以降、現在の第三次安倍第二次改造内閣にまで続く経済政策や税財政政策（これらに限られないが）の成否が議論の中心になるのではないか、とも予測された。再延期に対する反対意見としては、予定通りに実施すべきであるという見解も考えられなくはないが、再延期ではなく中止または凍結をすべきだという見解が主張されるのではないか、とも予想されたところである。

〔1〕衆議院財務金融委員会

本稿は主に税制抜本改革地方税法改正法を扱うものであるが、密接な関連を有する税制抜本改革消費税法改正法に関する審査・審議の状況も概観しておく必要がある。なお、軽減税率と給付付き税額控除との比較などについては省略する。

衆議院財務金融委員会においては、10月26日（第4回）、10月28日（第5回）および11月1日（第6回）に審査が行われた。同委員会における質疑は、消費両税の税率引き上げを再延期するという判断に至った経緯に関するものが多くみられた。10月26日には木内孝胤氏（民進党）が再延期の理由を質したのに対し、麻生太郎財務大臣は個人消費の低迷と世界経済における「成長の減速リスク」をあげ、「構造改革の加速など、総合的かつ大胆な経済対策というものもあわせて講じるということを必要なものだと判断させていただいた上での決定」と答弁している。これを受け木内氏は、第190回国会における財務大臣の答弁の趣旨が「経済は好循環、ファンダメンタルズは良好、経済は強い、リーマン・ショック級の理由がない限り引き上げ延期は一切考えていない」というものであったことをあげ、「今の答弁と5月までの答弁の内容と、ある意味もう完全なちやぶ台返しではないか」、「要は、今までにない理由で、世界経済のリスクということを理由にして消費税を延期されてしまうと、今まで我々が本委員会等でもさまざまな形で議論を積み上げてきたものを、たった一つの言葉、世界経済のリスクということで引き上げ延期をできてしまう、そういうことにはかならない」、「新しい判断という表現も、新しい判断をされたら何でもできるということになってしまう」と批判している⁽⁴⁶⁾。

(45) 岡田克也氏のサイト (<http://www.katsuya.net/topics/article-5933.html>) に党首討論の内容が紹介されている。熊王・前掲注(23)103頁も参照。

(46) 「第192回国会衆議院財務金融委員会議録第4号（平成28年10月26日）」7頁。

10月28日に、鈴木克昌氏（民進党）は、安倍内閣総理大臣が「現時点でリーマン・ショック級の事態は発生していない、熊本地震を大震災級だとして再延期の理由にするつもりはない」としながら再延期をするという判断をされたのは、これまでの約束と異なる新しい判断であると言ったが、これは「新たな増税延期の理由が見つかったから過去の発言を撤回し、選挙に勝ったから再延期しますということではないか」、「安倍総理の前回の増税延期の表明が平成26年11月、そして、今回の再延期の表明が本年6月、わずか1年半程度で、リーマン・ショック級の事態が発生していないにもかかわらずここまで政策転換する状況に追い込まれたのは、やはり、アベノミクスの失敗と私は指摘をせざるを得ない」と述べた上で、税率引き上げを30箇月延長した理由を質した。これに対し、麻生財務大臣は、鈴木氏による「内閣府において消費税率引き上げ時期の再延期を前提として試算をされた資料では、国、地方を合わせた2020年度の基礎的財政収支は、ベースラインケースでマイナス9.2兆円、経済再生ケースでもマイナス5.5兆円という結果になって」いるという指摘を認めつつ、「2020年度のプライマリーバランスの黒字化は堅持する、実現するんだという財政健全化目標はそのまま堅持を」しているので、平成31年10月に引き上げを行えば平成32年度における国の消費税収がほぼ平年度化することを踏まえたものであると答弁した⁽⁴⁷⁾。

また、鈴木氏は、税制抜本改革消費税法改正法に「景気判断条項」を設けない理由を質している。これについて、麻生財務大臣は「国民の安心を支える社会保障制度というものをきちんと次世代に引き渡していく責任というものを果たすということ」、「市場とか国際社会からの国の信認というものを確保する必要があることから、「2019年10月の消費税率の10%の引き上げが可能な環境というものをきちんと整えておかねばならぬわけなのであって、経済財政運営に万全を期していく責任を負うということになりますので、このため、今般の法律案には御指摘のいわゆる景気判断条項は盛り込んでいないという背景はそういう意味であります」と答弁している⁽⁴⁸⁾。

同日には、古本伸一郎氏（民進党）が税率の引き上げを2年半延長することによる「この間の得べかりし税収」について質したのに対し、政府参考人の開出英之総務省

(47) 「第192回国会衆議院財務金融委員会議録第5号（平成28年10月28日）」3頁。

(48) 「第192回国会衆議院財務金融委員会議録第5号（平成28年10月28日）」5頁。同日、初鹿明博氏（民進党）も「景気判断条項」について質しており（同9頁）、丸山穂高氏（日本維新の会）も「景気判断条項」を引き合いに出し、平成31年10月1日の税率引き上げについても再々延長の可能性がある旨を質している（同31頁）。

大臣官房審議官は「地方消費税の税率1.7%から2.2%への0.5%の引き上げに伴う税収は、平年度で約1.4兆円と見込んでいるところでございます。税率の引き上げが2年半延期になることを踏まえ、仮に、これに2.5を乗じることにより単純に計算いたしますと、約3.5兆円となります」、「先ほどの3.5兆円につきまして、各都道府県の地方消費税の現時点における清算基準で仮に機械的に計算いたしますと、多い順に、東京都約4,900億円、大阪府2,600億円、神奈川県2,300億円、愛知県2,000億円、埼玉県1,600億円」が「歳入欠陥」になると答弁した。また、政府参考人の池田憲治総務省大臣官房審議官は「地方税収、地方の減収につきましては、地方消費税、そしてまた地方交付税の法定率分の減収があるわけでございますけれども、消費税率の引き上げ時期の延期に伴いまして、予定されていた引き上げ分の地方消費税収等の歳入が得られなくなるわけでございますけれども、地方団体が地域に必要な行政サービスを確実に提供しつつ安定的な財政運営を行えますよう、年末の地方財政対策におきまして、地方交付税を初めといたします地方の一般財源総額をしっかりと確保できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております」とも述べている⁽⁴⁹⁾。これを受ける形で、吉本氏は「地方の財源確保という意味からいえば、予定どおり消費税率を10%に私は上げるべきだったと思う、「地方の財政調整機能を極めて偏在性のないレベルにできる財源というのは、消費税以外にない」と述べ、「今回、法人住民税の召し上げも二年半自動的に延期されると延期法案の中に入っていると承知しておりますけれども、今回召し上げられる自治体は全体でどのくらいある」か、「影響額は何億円ぐらいある」かと質した。これに対し、開出大臣官房審議官は、平成28年度税制改正による地方法人課税の偏在是正措置により、「ほとんどの市町村は、地方消費税交付金の増や法人事業税交付金の新設による増収が法人住民税法人税割の減収を上回って、全体として地方税源が充実するという形にな」るのであり、「地方自治体の法人住民税法人税割の税収構造はまちまちで」あり、「個別に特殊な増減収の要因もあるというふうに考えられることから、具体的な減収となる団体ということについては、総務省としてはお示しすることとして」いないと答弁している⁽⁵⁰⁾。

11月1日にも審査が行われているが、本稿では同日の反対討論の概要を示しておく。まず、重徳和彦氏（民進党・無所属クラブ）は、三党合意に触れた上で、「1兆円も

(49) 「第192回国会衆議院財務金融委員会議録第5号（平成28年10月28日）」18頁。

(50) 「第192回国会衆議院財務金融委員会議録第5号（平成28年10月28日）」19頁。

の税源を失う上に、逆進性対策として問題が多く、痛税感の緩和のみを主たる目的とする軽減税率の導入を単純に2年半先送りする点」、「今回の再延期の判断は、前回の延期のように景気判断条項という法的根拠に基づくものでなく、根拠の乏しい新しい判断に基づくものとしか説明されていない点」、「地方自治体への配慮がなく、『地方法人課税の偏在是正措置も単純に先送りにしていい』る点をあげる⁽⁵¹⁾。

次に、宮本徹氏（日本共産党）は、消費税が「日本経済に甚大な打撃を与える」、「逆進性があり、格差拡大を促進する」消費税の税率引き上げそのものに反対し、「税・社会保障一体改革に固執して消費税増税を延期実施するのではなく、大企業優遇を拡大させてきた法人税減税と研究開発減税、資産家優遇の証券優遇税制、タックスヘイブンへの税逃れなど、不公平税制を正すことで社会保障財源を確保するべきである」と述べた⁽⁵²⁾。

最後に、丸山穂高氏（日本維新の会）は、「消費税率引き上げの期限を決めて実施することには明確に反対で」あり、引き上げそのものを凍結すべきであって、「国会議員の身を切る改革、公務員人件費削減等の徹底行革」などの「何の歳出削減の努力もなしに引き上げだけを決める、また、次は延期する、そのような法案には賛成できない」と述べた⁽⁵³⁾。

〔2〕衆議院総務委員会

衆議院総務委員会においては、10月25日（第3回）に高市早苗総務大臣による税制抜本改革地方税法改正法の趣旨説明が行われ、10月27日（第4回）および11月1日（第5回）に審査が行われた。

10月27日の審査において、まず、田所嘉徳氏（自由民主党）が、消費税の引き上げ再延期によって失われる地方公共団体の財源について質したのに対し、富樫博之総務大臣政務官は「消費税率1%を2.8兆円として仮定した場合、地方消費税と地方交付税法定率分全体でおよそ8.7兆円であるところ、今回の引き上げ延期による地方税収等への影響は、地方消費税と地方交付税法定率分を合わせ、平年度でおよそ1.7兆円の減収と見込んで」いると答弁し、高市総務大臣も「消費税率引き上げ時期の延期に伴いまして、予定されていた引き上げ分の消費税収などの歳入は得られなくなります

(51) 「第192回国会衆議院財務金融委員会議録第6号（平成28年11月1日）」15頁。

(52) 「第192回国会衆議院財務金融委員会議録第6号（平成28年11月1日）」15頁。

(53) 「第192回国会衆議院財務金融委員会議録第6号（平成28年11月1日）」15頁。

けれども、地方団体が地域に必要な行政サービスを確実に提供しながら安定的な財政運営を行っていけるように、年末の地方財政対策において、地方交付税を初めとした地方の一般財源総額をしっかりと確保できるように、精いっぱい取り組んでまいります」と答弁している⁽⁵⁴⁾。

同日には梅村さえ子氏（日本共産党）も質疑を行っているが、本稿においては吉川元氏（社会民主党）の質疑に触れておく。吉川氏は、6月1日の内閣総理大臣の表明について「その時々で、リスクがあるんだ、実際に危機が発生しなくともリスクがあるんだということになれば、政策判断はいつでも変えられる。本来は法律で定められているものがそういう不確かな基準に従って変えられるというのは、（中略）ほかの政策全般についてもそういう理由で変えられてしまえば、私は、もはや法治国家とは言えないのではないかというふうにも思わざるを得」ない、「新たな判断、これは何度でも繰り返すことが可能になるわけで、そうなった場合に、客観的な何らかの基準を設けないとならないのではないかと思」うと質した。これに対し、三木亨財務大臣政務官は「今般の消費税率引き上げの延期は、（中略）経済再生、デフレ不況からの脱却に向けた取り組みに万全を期すために、伊勢志摩サミットにおける合意に基づいてあらゆる政策を総動員する中で、構造改革の加速など、総合的かつ大胆な経済対策を講じることとあわせて判断したもので」あり、「政府といたしましては、2020年度にプライマリーバランスの黒字化を実現するという財政健全化目標を堅持しております。その実現に向けて、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針のもと、民需主導の経済の好循環を確実なものとすることを通じまして、2019年10月の消費税率10%への引き上げが可能な環境を確実に整えるべく、経済財政運営に万全を期していくというふうなことにして」いるために「今般の法案には御指摘いただいたような基準というのは設けて」いないと答弁した⁽⁵⁵⁾。

また、吉川氏は、「社会保障・税一体改革」が法律で定められてから税率引き上げが二度延期されることに触れ、平成28年度から「2018年度まで、社会保障費の伸びを3年間で1兆5,000億をめどに抑制する、そのための受診時定額負担増や後期高齢者

(54) 「第192回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成28年10月27日）」2頁。この1.7兆円の減収の内訳については、政府参考人の林崎理氏（総務省自治税務局長）が、輿水恵一氏（公明党）の質疑に対する答弁において「地方消費税収に係るものがおおよそ1.4兆円、地方交付税の原資分に係るものはおおよそ0.3兆円」であると答弁している（同6頁）。

(55) 「第192回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成28年10月27日）」27頁。

医療制度の自己負担割合の引き上げなど、負担増が検討されている」となると「何のための消費税増税なのか」、「実際に国民が期待していた社会保障制度の改革、充実からはかけ離れ、逆に負担増、給付抑制が顕著になっていると考え」と「なぜ消費税だけが対象になるのか」、「法人税あるいは所得税、相続税も含めた、そういう税制全般の改革を視野に入れた一体改革、これはもう一回やり直す必要がある」と質した。これに対し、内閣府副大臣の越智隆雄氏は、消費税の「収支が景気に左右されにくい安定した税である、それとともに、特定の世代に負担が集中しなくて、高齢者を含めて国民全体で広く負担する消費税が高齢化社会における社会保障を支える財源にふさわしいとまず考えている」、「社会保障・税一体改革」については「保育の受け皿を40万人から50万人に拡充するなど、さらなる子ども・子育て支援の充実、また、地域包括ケアシステム構築などの医療、介護の提供体制の改革、国保、介護の低所得者軽減の強化など医療・介護保険制度の改革、また、難病制度の充実なども着実に改革を進めてきている」、「自然増5,000億円への制限」は「少子高齢化が急速に進んで社会保障関係費が増大していく中で、社会保障制度の持続可能性を確保するとともに、財政健全化を図るものとして、一体改革の枠組みとはかわりなく不断に議論されるべきもの」であり、「こうした議論があるからといって、一体改革に基づくさまざまな子育て、医療、介護、年金にわたる改革をやり直すということにはならない」と答弁し、「消費税を上げて安心の社会保障をつくっていくという話でやったわけじゃないですか。やっていることは前と同じじゃないですか、消費税増税前と。言っていることとやっていることが全く違う」という吉川氏の反発を招いている⁽⁵⁶⁾。

11月1日にも審査が行われ、左藤章氏（自由民主党）が賛成討論を行い、奥野総一郎氏（民進党）、梅村氏、足立康史氏（日本維新の会）および吉川氏がそれぞれ反対討論を行った。また、採決の後、自由民主党・無所属の会、民進党・無所属クラブおよび公明党の共同提案による「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の案が葉梨康弘氏（自由民主党）外2氏により提出され、小川淳也氏（民進党）により朗読された上で、賛成多数で可決された⁽⁵⁷⁾。この附帯決議は、政府に次の三点について十分に配慮することを求めている。

(56) 「第192回国会衆議院総務委員会議録第4号（平成28年10月27日）」27頁。

(57) 「第192回国会衆議院総務委員会議録第5号（平成28年11月1日）」15頁。

「一 地方消費税率の引上げの再延期に当たっては、社会保障の充実に係る施策の実施に関し、国の責任において安定財源を確保し、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、地方交付税原資分も含め、必要な財政措置を確実に講ずるなど、地方に負担を転嫁しないこと。

二 地方税の税源の偏在是正については、不斷に取り組むことが重要であることに鑑み、実施することが適當と認められるときには、必要な措置を講ずること。

三 地方消費税率の引上げ時に導入される自動車税及び軽自動車税への環境性能割について税率区分を設定するに当たっては、廃止される自動車取得税に見合う財源が確保されるものとし、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。」⁽⁵⁸⁾

[3] 衆議院本会議

11月8日の本会議（第9回）において、税制抜本改革消費税法改正法については御法川信英財務金融委員長の報告の後に、税制抜本改革地方税法改正法については竹内譲総務委員長の報告の後に採決が行われ、賛成多数で可決された⁽⁵⁹⁾。なお、賛成会派は、自由民主党・無所属の会および公明党であり、反対会派は、民進党・無所属クラブ、日本共産党、日本維新の会、自由党および社会民主党・市民連合である。

[4] 参議院財政金融委員会

参議院財政金融委員会においては、11月10日（第3回）および11月17日（第4回）に審査が行われた。11月10日は法律案に賛成の立場からの質疑がなされ、11月17日には反対の立場からの質疑〔平木大作氏（公明党）および中山恭子氏（日本のこころ）を除く〕がなされた。税制抜本改革消費税法改正法との関連性が薄いと思われる質疑が多く見受けられ、白真勲氏（民進党）による、税制抜本改革消費税法附則第46条第2項の改正についての質疑が目付く程度である⁽⁶⁰⁾。

11月17日には、白氏、大門実紀史氏（日本共産党）および藤巻健史氏（日本維新の

(58) 「第192回国会衆議院総務委員会議録第5号（平成28年11月1日）」15頁による。

(59) 「第192回国会衆議院会議録第9号」（官報号外平成28年11月8日）2頁。

(60) 「第192回国会参議院財政金融委員会会議録第4号（平成28年11月17日）」8頁。税制抜本改革消費税法附則第46条第2項は、消費税について適格請求書等保存方式（一種のインボイス方式）が導入される際に、免税事業者が課税事業者への転換を行う場合の経過措置を定める規定である。

会) がそれぞれ反対討論を行った⁽⁶¹⁾。

[5] 参議院総務委員会

税制抜本改革地方税法改正法に対しては、与党の側からも、税率引き上げの再延期による地方公共団体の財政運営、および地方財源の偏在是正への影響を懸念する意見が出されている。これに対する高市総務大臣の答弁は、衆議院総務委員会におけるものとほぼ同旨である⁽⁶²⁾。また、山本博司氏（公明党）は、11月10日の質疑において、「消費税率10%の引上げが延期になりますと、引上げ前後における駆け込みの需要とか、また反動減の動向なども先に延びることになりますから、対策も先延ばしになつて、その間の燃費の良い車の技術革新、これが停滞するようなことがあってはならない」として「燃費の良い車への税制の在り方」を質した。これに対し、富樫総務大臣政務官は「今後のエコカー減税の在り方について平成29年度の税制改正プロセスにおいても議論されることになる」とした上で、「今回の法案においては、環境性能割の導入を2年半延期することに加え、その導入前に、技術革新の動向、地方財政への影響等を勘案して、環境性能割の税率区分を見直すこととしております。この規定の趣旨を踏まえ、環境性能割の導入により、自動車の環境負荷の低減を図るとともに、地方の安定的な財源確保に資するよう、平成31年度税制改正に向けてしっかりと検討してまいりたい」と答弁した⁽⁶³⁾。

11月17日には野党側からの質疑が行われたが、衆議院総務委員会における質疑と同旨のものが多い。その中で、片山虎之助氏（日本維新の会）による質疑は、現在の政治情勢（とくに国会と内閣との関係）という観点から、注目に値する。すなわち、片山氏は、9月29日に本会議の代表質問において「国権の最高機関である国会が大議論の末、法律で定めた増税を二回も延期したことは、国会の権威を失わせ、国民の税制に対する信頼も失わせたのではないでしょうか」と質し、安倍内閣総理大臣が「公約違反との御批判はあることは真摯に受け止め」るが「国政選挙である参議院選挙を通じて国民の信を問うた」、「連立与党で改選議席の過半数という高い目標を大きく上回る議席を得て、国民の信任の下、連立与党として安定した政治基盤をいただきまし

(61) 「第192回国会参議院財政金融委員会会議録第4号（平成28年11月17日）」37頁。

(62) 例として、古賀友一郎氏（自由民主党）による質疑、および高市総務大臣による答弁を参照（「第192回国会参議院総務委員会会議録第4号（平成28年11月10日）」2頁）。

(63) 「第192回国会参議院総務委員会会議録第4号（平成28年11月10日）」6頁。

た」から「国民の税制に対する信頼を失わせたとの御指摘は当たらない」と答弁したこと⁽⁶⁴⁾に言及し、「そんなことを言つたら、勝手に、法律を作つたものをやるのをやめて、その後の国政選挙で勝つたら、みそぎは済んだと、国民は信用したということになり」、「乱暴じやないか」と批判し、さらに「二回あったことは三回ある可能性もある」と述べた⁽⁶⁵⁾。これに対し、高市総務大臣は「この消費税率の引上げ延期ということを総理が方針として最初に決められたときに一番怒ったのも、総理に対して文句を申し上げたのも私自身でございました」と答弁しており⁽⁶⁶⁾、内閣内部における意見の相違を裏付けたものと思われる。

その後、伊藤孝恵氏（民進党）、山下芳生氏（日本共産党）および又市征治氏（社会民主党）がそれぞれ反対討論を行つた⁽⁶⁷⁾。また、採決の後、自由民主党、民進党・新緑風会、公明党、日本維新の会および希望の会（自由・社民）の共同提案による「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の案が江崎孝氏（民進党）により提出され、賛成多数で可決された⁽⁶⁸⁾。この附帯決議は、政府に対し、「地方公共団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等に鑑み」て、次の四点の実現に努めることを求めている。

「一、地方消費税率の引上げの再延期に当たっては、社会保障の充実に係る施策の実施に関し、国の責任において安定財源を確保し、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、地方交付税原資分も含め、必要な財政措置を確実に講じ、地方に負担を転嫁しないこと。

二、地方税の税源の偏在是正については、不斷に取り組むことが必要であり、必要な措置を講ずること。

三、地方消費税率の引上げ時に導入される自動車税及び軽自動車税の環境性能割について税率区分を設定するに当たっては、廃止される自動車取得税に見合う

(64) 「第192回国会参議院会議録第3号」（官報号外平成28年9月29日）13頁、16頁。片山氏は、総務委員会において「国権の最高機関である国会が法律で決めたものを2回もキャンセルという」ことは「国会をばかにしているし、あるいは税制というものに対する信頼を失う」と言い換えている（「第192回国会参議院総務委員会会議録第5号（平成28年11月17日）」16頁）。

(65) 「第192回国会参議院総務委員会会議録第5号（平成28年11月17日）」16頁。

(66) 「第192回国会参議院総務委員会会議録第5号（平成28年11月17日）」16頁。

(67) 「第192回国会参議院総務委員会会議録第5号（平成28年11月17日）」21頁。

(68) 「第192回国会参議院総務委員会会議録第5号（平成28年11月17日）」22頁。

財源を確保し、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

四、地方税については、地方財政の自主性・自立性を保障するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること」⁽⁶⁹⁾

〔6〕参議院本会議

11月18日の本会議（第12回）において、税制抜本改革消費税法改正法については藤川政人財政金融委員長の報告の後に、税制抜本改革地方税法改正法については横山信一総務委員長の報告の後に採決が行われ、賛成多数で可決され、成立した。いずれの法律も、投票総数233名、賛成147名、反対86名で可決された。概ね、自由民主党、公明党および日本のこころが賛成、民進党・新緑風会、日本共産党、日本維新の会、希望の会（自由・社民）および沖縄の風が反対という図式になるが、無所属クラブでは賛成2、反対2と分かれ、無所属の議員も賛成1、反対1と分かれている⁽⁷⁰⁾。

5. おわりに

税制抜本改革消費税法改正法および税制抜本改革地方税法改正法が公布されてから10日後に決定された「平成29年度税制改正大綱」（平成28年12月8日、自由民主党、公明党）は、次のように述べている。

「税制改正に当たっては、足下の経済情勢への適切な対応が重要である一方、中長期的課題にも責任をもって取り組まなければならない。税制は経済社会のあり方に密接に関連するものであり、今後とも、格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築といった考え方の下、検討を進める。『経済再生なくして財政健全化なし』との基本方針の下、経済再生と財政健全化を両立させることがわが国の最重要課題であり、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を念頭に置く必要がある。このため、消費税率10%への引上げを平成31年10月1日に確実に実施する。あわせて実施される低所得者への配慮のための軽減税率制度について、事業者の準備状況等

(69) 「第192回国会参議院総務委員会会議録第5号（平成28年11月17日）」22頁による。

(70) 「第192回国会参議院会議録第12号」（官報号外平成28年11月18日）3頁、52頁、53頁。

を検証し、制度の円滑な導入・運用に万全を期す。」⁽⁷¹⁾

消費両税の税率引き上げ（8%→10%）について、自由民主党および公明党は、平成27年度から平成29年度までの税制改正大綱において、施行期日とされる日は異なるものの「確実に実施する」と宣言してきた。平成30年度税制改正大綱においても同様の文言が記されるものと予想される。

もとより、税制改正大綱は法律でもなければ綱領でもなく、毎年の税制改正の基本方針などを示すものにすぎない。しかし、先に引用した森信氏の指摘に注意しなければならないとはいっても、毎年度の税制改正大綱が与党（平成26年度税制改正以後は自由民主党および公明党）の税制調査会によりまとめられ、これに基づいて政府の税制改正大綱がまとめられ、改正法律案に反映されるという事実に鑑みるならば、税制改正大綱は、改正法律などの租税立法の背景にある与党の（さらに言えば法律案の提出者である内閣の）意思を示す重要な文書である。3年度も連続で消費両税の税率引き上げ（8%→10%）が表明されているということは、少なくとも与党の基本的な方針は強固であることを意味する。これを簡単に覆すことは、政治的または道義的であるにせよ、許されないはずである。

もっとも、「一寸先は闇」ともいう。今後の経済情勢次第では、税率引き上げの再々延期も考えられない訳ではない。早くも平成28年5月31日に、小泉進次郎氏は自由民主党の政調全体会議において「二度あることは三度ない」という説明をどうやったらできるのか。おそらくできない」と指摘した、と報じられていた⁽⁷²⁾。第192回国会においても「二度あることは三度ある」という言葉が繰り返されている。

政府は平成32年度の基礎的財政収支を黒字化するという目標を立てているが、今年（平成29年）1月25日に経済財政諮問会議に提出された内閣府の試算によると、「中長期的に経済成長率は実質2%以上、名目3%以上」で「消費者物価上昇率（消費税率引上げの影響を除く）は、中長期的に2%近傍で安定的に推移」するという「経済再生ケース」でも、平成32年度の国の基礎的財政収支は8.5兆円の赤字、「中長期的に経済成長率は実質的1%弱、名目1%半ば程度」という「ベースラインケース」では11.4兆円の赤字になると予測されている⁽⁷³⁾。政府は平成30年度に上記目標の達成状況をチェックすることとして

(71) 「平成29年度税制改正大綱」（平成28年12月8日、自由民主党、公明党）2頁。太字は引用者による強調。

(72) 産経新聞社「自民・小泉進次郎氏『そんなおいしい話に若い人たちはだまされない』」（2016年5月31日17時24分付）（<http://www.sankei.com/politics/news/160531/plt1605310047-n1.html>）。

(73) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算（平成29年1月25日 経済財政諮問会議提出）」（<http://www5.cao.go.jp/keizai3/economie/h29chuuchouki1.pdf>）1頁、2頁、9頁。

いるので⁽⁷⁴⁾、消費両税の税率引き上げの判断も同年度に再び行われる可能性が高い。

現在、国の債務残高が1,223.5兆円、対GDP比で221.1%に達している⁽⁷⁵⁾。基礎的財政収支の状況とも併せれば、「経済再生なくして財政健全化なし」ではなく、「財政健全化なくして経済再生なし」と考えるべきであろう。このことからすれば、消費両税の引き上げについては、少なくとも「二度あることは三度ある」という選択をなすべきではない。これでは最初から税率引き上げの意思が欠如していたことと同義になるし、国際的にも日本は財政再建をする気力もなければ能力もないという評価を受けることとなろう。やや遅きに失し、かつ、短期的には国民生活に打撃を与えるかもしれないが、「三度目の正直」を選択すべきであろう。

あるいは、平成29年度以降の経済情勢などに鑑みて消費両税の税率引き上げを行うことができるような状況でないというのであれば、再々延期ではなく、中止を選択すべきである。その上で、所得税制、法人税制、資産税制など、全般にわたって根本的に見直しを行うべきこととなる。

いずれにせよ、消費両税の税率引き上げ再延期の表明に始まり、税制抜本改革消費税法改正法および税制抜本改革地方税法改正法の成立、そして施行に至る過程を概観すれば、政府が地方公共団体による地方財源の拡充の要求を完全に無視する結果となり、また、税源の偏在是正を含む地方税制度の抜本的改革（または見直し）の機会はさらに遠のいたこととなる。加えて、先に引用した閣外総務省大臣官房審議官の答弁によれば1年度あたり約1.4兆円（2年半で約3.5兆円）、富樫総務大臣政務官の答弁によれば1年度あたり約1.7兆円が、引き上げの再延期によって地方全体の歳入額から失われることとなる。示された金額に3,000億円程の差異はあるが⁽⁷⁶⁾、どちらの見解によるとしても、国的一般会計予算のうち、地方交付税原資分の一部を構成する酒税の歳入金額〔平成28年度一般会計予算（当初予算）において1兆3,590億円、平成29年度一般会計予算において1兆3,110億円〕よりも多い金額が、地方全体の歳入から失われることとなるから、影響は大きいと考えるべきであろう。地方財政法第2条第2項に違反するとは直ちに言えないとしても、同項の要請に応えていないものと評価せざるをえない。この点からみても、消費両税の税率引き上げの再延期は妥当でなかつたと判断しうる。

(74) 朝日新聞2017年1月26日付朝刊7面14版「基礎的財政収支、赤字8.3兆円 20年度、見通し悪化」(<http://digital.asahi.com/articles/DA3S12765415.htm>)による。

(75) 朝日新聞朝刊2017年3月4日付朝刊15面12版「ニッポンの宿題 積み上がる借金」も参照。

(76) 注(54)も参照。

平成29年度税制改正については機会を改めて検討を試みるが、今後、毎年度の税制改正等により、地方税法、地方交付税法がどのように改正され、いかなる財政措置がなされるかについて、注意しなければならない。

(もり としき 大東文化大学法学部教授)

<表1－1> 消費両税の税率の変更（税制抜本改革消費税法改正法および税制抜本改革地方税法改正法による改正前）

	平成26年 3月まで	平成26年 4月から	平成27年 4月から	平成29年 4月から	平成30年 4月から
消費税（全体）	5%	8%		10%	
消費税（国税）	4%	6.3%		7.8%	
うち地方交付税分 (法定率)	1.18% (国の消費税 の29.5%)	1.40% (国の消費税の22.3%)		1.52% (国の消費税の19.5%)	
地方消費税率 (消費税率換算)	1% (消費税額の 25%)	1.7% (消費税額の63分の17)		2.2% (消費税額の78分の22)	
従来分（一般財源）	×	12分の10	17分の10	19分の10	22分の10
引き上げ分 (社会保障財源)	×	12分の2	17分の7	19分の9	22分の12

(滝陽介他・前掲注(1)10頁およびhttp://www.soumu.go.jp/main_content/000448744.pdfを基に、筆者が作成。)

<表1－2> 消費両税の税率の変更（税制抜本改革消費税法改正法および税制抜本改革地方税法改正法による改正後）

	平成26年 3月まで	平成26年 4月から	平成27年 4月から	平成31年		平成32年 4月から	平成33年 4月から
				～9月	10月～		
消費税（全体）	5%	8%				10%	
消費税（国税）	4%	6.3%				7.8%	
うち 地方交付税分 (法定率)	1.18% (国の 消費税 の 29.5%)	1.40% (国の消費税 の 22.3%)	1.47% (国の消費税 の 20.8%)	1.52% (国の消費税 の 19.5%)			
地方消費税率 (消費税率換算)	1% (消費 税額の 25%)	1.7% (消費税額の63分の17)		2.2% (消費税額の78分の22)			
従来分 (一般財源)	×	12分の10	17分の10			21分の10	22分の10
引き上げ分 (社会保障財源)	×	12分の2	17分の7			21分の11	22分の12

(滝陽介他・前掲注(1)10頁およびhttp://www.soumu.go.jp/main_content/000448744.pdfを基に、筆者が作成。)